

STOP 職場のハラスメント

働きやすい職場を目指して

ハラスメントは、職場環境を悪化させ、働く人の労働意欲や働く権利を侵害する行為です。

あなたの職場は大丈夫？

毎日のように聞こえてくる暴言……

からかいを装って発せられる不快な言葉……

あなたの職場では、こんなことが起きていませんか？

職場の中でこのようなことが起きている場合、周囲にいる人の多くはそのことに気付いているものです。

不愉快だと感じている人や、眉をひそめている人がいるはずです。

それなのに、誰も止めようとはしません。

それはどうしてでしょうか？

「これくらいのことで目くじら立てて大人げない」と思われるのではないかな…注意をして気まずくなるくらいなら黙っていよう…

そんな気持ちが働いているのかもしれませんが。

あなたは見て見ぬふりしてませんか？

ハラスメントは企業に大きな損失を与えます

ハラスメントがもたらす悪影響

ハラスメントは、働く人の労働意欲をそぎ、働く権利を侵害するばかりではなく、職場の雰囲気も悪くします。さらに、職場環境が悪化して大切な人材の損失に結びつくなど、企業にも様々な悪影響をもたらします。

ハラスメントが起こらない職場をつくりましょう

ハラスメントは、企業が組織全体で取り組むべき問題です。

組織全体で断固とした対応をとらないと、問題が深刻化することにもなりかねません。

まず、経営トップや管理職が、ハラスメントは人権問題であることを認識する必要があります。ハラスメントを防止することは、従業員の働く権利の保障と職場環境の向上を進める上でも重要です。万が一ハラスメントが発生した場合は、経営トップには早期解決と再発防止対策に直ちに処置することが求められます。

個性や能力の発揮できる職場を目指して

私たちは、職場の中で上司や同僚と協力しながら働いています。誰もが快適に働くためには、お互いを尊重しあう良好な人間関係が欠かせません。そこでは「人の嫌がることをしない、言わない」という、人として当然のマナーやルールを守ることが基本となります。このことがハラスメントをなくす上でも基本になるのです。

上司、同僚がコミュニケーションを円滑にすることで解決することもあります。「大丈夫？」と声をかけるだけで、深刻な事態になるのを防げる場合もあります。

出典：京都市人権啓発推進会議「STOP 職場のハラスメント」パンフレット

なごみ

第 2 8 1 号

2025 年 8 月 1 日 発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



8月は京都府の「人権強調月間」です

京都府と京都人権啓発推進会議では、8月を「人権強調月間」と定めるとともに5月の「憲法週間」、12月の「人権週間」といった機会を捉えて、市町村や関係団体等と協力し、「命の大切さ」や「人権の大切さ」について考えていただくきっかけとなるよう、街頭啓発や新聞への意見広告の掲載など、様々な取組を重点的に行っています。

和束町では、役場1階住民ホールにて8月1日（金）～29日（金）までの間、人権啓発パネル展をおこなっています。今回は「インターネットと人権問題」について説明したパネルを展示しております。

少しでも多くの方に、人権問題に対する理解を深めてもらい、差別のない社会になるよう、これからも啓発活動に取り組んでいきます。

また、啓発物品の配布もおこなっておりますので、ぜひこの機会にお立ち寄りください。



ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

8月の相談日

月日・・・8月27日（水）
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

